

## 農地法第4・5条の届出書（市街化区域内農地転用）添付書類一覧表

### 《説明》

農地法第4条 ……農地の転用（自己の所有農地を農地以外の用途に変更する場合）

農地法第5条 ……農地の転用を伴う権利異動（所有権移転・使用貸借、賃貸借権の設定）

条 項	一 般（個 人）										法 人		区画整理事業中区域		
	届 出 書	公 図	案 内 図	土地の登記事項証明書 （全部事項証明書）	印 鑑 証 明	平 面 図	所と異なる場合 住民票等	現住所が登記事項証明書の住 所と異なる場合	小作地の場合 解約書の写し	都市計画法の発行行為に該当 する場合 許可書の写し	委任状 （代理人が届出の場合）	法人の印鑑証明	法人の登記事項証明書	または仮換地証明書	仮換地重ね図
4 条	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通
5 条	1通	1通	1通	1通	双方 1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通

### ＜注意点＞

- ・ 届出書には実印を押印して下さい。
- ・ 法人の場合は、一般（個人）が届出する添付書類の他に上記 法人欄の書類が必要です。
- ・ インターネットでの登記情報提供サービスによる書類は、土地の公図や登記事項証明書（全部事項証明書）として認められていません。
- ・ 農地法第5条の届出において、譲受人又は譲渡人のどちらか一方が届出する場合は、もう一方からの委任状は必要ありません。
- ・ 届出の農地が箱根ヶ崎駅西、殿ヶ谷土地区画整理地内の場合は個人（法人）の添付書類の他に上記 区画整理事業中区域欄の書類が必要です。
- ・ 土地の登記事項証明書に記載されている住所と現住所が異なる場合は登記事項証明書の住所から現住所へ変更した経緯がわかる書類（住民票等）を提出してください。
- ・ 届出に必要届出に係る添付書類は原本還付が可能です。あらかじめコピーをしたものと原本をお持ちの上届出をお願いします。

**※届出が受理されると、翌年から固定資産税等が変わることがありますのでご注意ください。**

### ＜締切日及び受理書交付日＞

※届出は随時受付しています。受理通知書の交付は届出日からおおよそ1週間後に発行となります。受理通知書を受領する場合は、**認印をご持参の上**、お越し下さい。

瑞穂町農業委員会事務局

電話 557-7630 内線 5710